

野田市告示第41号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による狂犬病予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第8項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月8日

野田市長 鈴木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特徴
令和6年 3月8日	野田市柳沢	雑種	茶	メス	中	成犬、チェーンの首輪 マイクロチップ無し

上記の犬は令和6年3月14日（木）まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04-7191-0050）